

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月10日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第25号

聖籠町介護事業実施規則の一部を改正する規則

聖籠町介護事業実施規則（平成12年聖籠町規則第17号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第3章 経済支援の実施に関する施策

第1節 寝たきり・認知症老人介護者手当支給事業（第23条—第31条）

第2節 訪問介護利用料助成事業（第32条—第37条）

第3節 在宅サービス利用料上乗せ分助成事業（第38条—第43条）

第4節 高額介護サービス費助成事業（第44条—第49条）

第4章 補則（第50条）

」

を

「

第3章 経済支援の実施に関する施策（第23条—第31条）

第4章 補則（第32条）

」

に改める。

第3章中「第1節 寝たきり・認知症老人介護者手当支給事業」を削る。

第3章第2節から第4節までを削る。

第4章中第50条を第32条とする。

別記様式第7号及び別記様式第8号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 聖籠町介護保険条例の一部を改正する条例（平成29年聖籠町条例第14号）附則第3項に規定する助成事業の申請をした者については、改正前の聖籠町介護事業実施規則第3章第2節から第4節までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。